

令和6年4月22日

組合員 各位

島根県石油協同組合

令和6年度 環境対応型補助事業（検知検査）の受付開始について

令和6年度 土壌汚染検知検査補助事業（地下タンクの漏れの点検を検査する際に費用の一部を補助する事業）について、4月26日（金）より申請受付開始となります。申請される方は、必要書類一式を県石まで提出してください。

なお、申請書・申請手引書は、4月26日（金）午前9時より全石連HPにてダウンロードできます。

1. 今年度の変更点

※特にありません。「石油広場」掲載の令和6年度様式類をご使用ください。

※中小企業要件、補助対象要件、実績報告書の提出期限（令和7年2月3日県石必着）等は昨年度同様です。

2. 申請書類の提出について

手引書を参考の上、必要書類を提出してください。

① 申請書の日付は4月26日以降のみ有効です。

令和6年度は申請締切日を12月23日（月）県石必着といたします。

ただし、申請額が予算残額を超過した場合は、上記申請締切日に関わらず、予算残額を超過した日をもって申請受付を終了します。その場合、予算残額を超過した当日に全石連及び石油組合で受け付けた申請者のうち、「賃上げを行うことを示す書類」（任意提出）の提出があった申請者から優先的に交付決定され、なお予算に余裕のある場合、未提出の申請者を抽選により交付決定されます。

本補助金交付を御希望の方は、早めに補助金申請ください。

② 添付書類で、有効期限の記載があるものは期限内のものを提出してください。

③ 個人事業者の中小企業の証明で所得税の確定申告書を提出する場合は「青色申告決算書」の1枚目と2枚目を提出してください。⇒従業員数確認のため。

④ 品確法の書類は「品確法番号（枝番がわかる場合は枝番も）」「法人・個人事業者名」「SS名」「SS住所」のわかる書類を提出してください。

⑤ 申請できる給油所は品確法の登録を受けている揮発油販売給油所（給油取扱所）です。（軽油・灯油のみ取扱いの場合、揮発油販売業者に該当しませんので、申請することはできません。

⑥ 見積書・競争見積書（見積書の作成日は4月26日以降でお願いいたします。）

- 1) 作成日は申請日より遡って3ヶ月以内でお願いいたします。
- 2) 見積書の有効期限も見積書作成日より3ヶ月以内でお願いいたします。
- 3) 手書きの見積書はお控えください。
- 4) タンクの種類・検査方法などは、実績報告書段階で相違がないよう現状を確認して作成してください。
- 5) 廃油タンクがある場合は、見積書・競争見積書に「残油量によって、検査方法が変更になります。」旨一筆記載してください。
- 6) 一重殻タンクの見積書・競争見積書は気相部・液相部の単価を其々記載下さい。

⑦ 作業予定日は交付決定後、速やかに点検する前提で決めてください。

⑧ 令和3年度の中小企業要件の変更により、申請者が法人の場合、「みなし大企業」でないことを証明する以下の書類を添付してください。(昨年度同様)

- 1) 法人税確定申告書(別表1)……………直近過去3か年分
- 2) 同族会社等の判定に関する明細書(別表2)……………直近

⑨ 賃上げ企業の優遇措置…昨年度と同様です。

3. その他

① 申請書、実績報告書の添付書類は過不足のないようお願いいたします。

(後日、提出されると数千件の中から該当する書類を探すことになるので、その手間を省くため。)

② 申請者は補助金の提出書類全てを5年間保管する義務があります。(差替があった場合は申請者の差替も忘れずに行ってください。)

③ 会計検査院が現地調査に赴き書類を確認する場合、申請と実態が違ふことが判明した場合は、補助金交付後でも、補助金返金になることもありますので、適正な検査を行ってください。

④ 補助金申請システム「Jグランツ」での申請も受け付けます。

申請者個別のGビズIDが必要ですので、検査会社の代行申請は出来ません。Jグランツでの申請方法等の詳細は、Jグランツに掲載している事業者クイックマニュアルを参照してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/request-flow>